

住宅

建築課 ☎870-0480

◆市営住宅

市営住宅は、公営住宅法に基づき、市が整備し管理する賃貸住宅です。

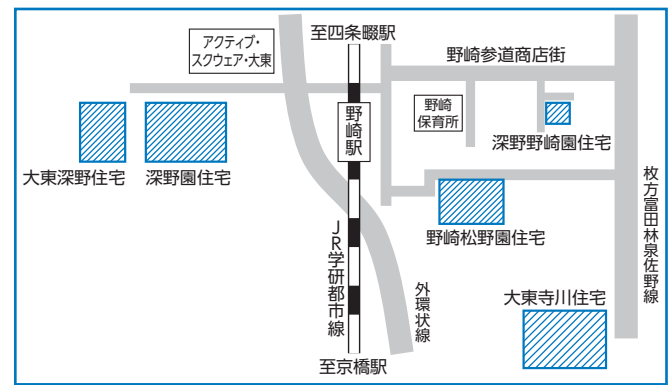
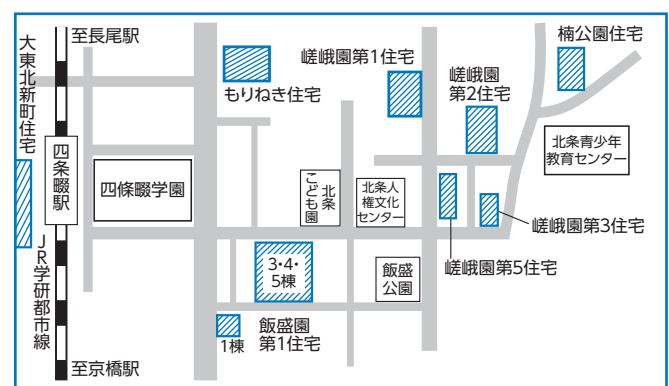
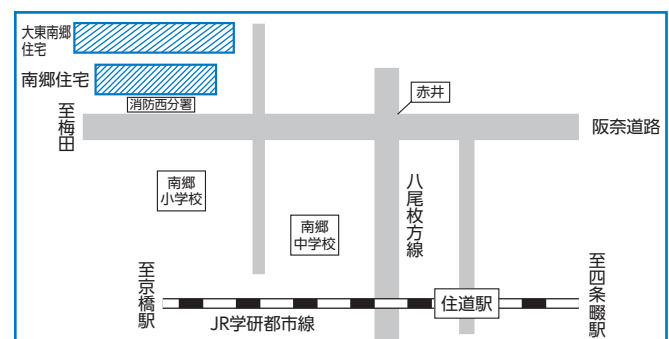
「大東市では15団地2234戸の市営住宅があります。」

大東市内に住んでいるか勤務している人で、住宅に困っている人が応募することができますが、公営住宅法、条例などにより入居資格などの条件が定められています。(一部の住宅は市外可)

詳しくは募集の際に配布する「入居者募集案内」をご覧ください。(特定公共賃貸住宅・もりねき住宅・その他一部の住宅は随時募集しています)

募集を行う際には、広報「だいとう」や市ホームページでお知らせします。

市営住宅所在地



◆府営住宅

府営住宅は、大阪府内に住んでいるか勤務している人で、住宅に困っている人が応募することができます。

申込用紙は、募集期間中に建築課で配布しています。

生活保護

生活福祉課 ☎870-0473

◆生活保護の相談

病気・高齢などの理由で収入が減少したり、または、なくなったりして、世帯が生活に困っているとき、相談に応じます。

◆生活福祉資金の貸し付け

やむを得ない理由により、最低限度の生活維持が困難であって、緊急に必要な場合、貸し付けを行います。

ごみ収集

環境課 環境衛生グループ ☎870-9265

◆ごみ収集と日程

家庭から出るごみは、①一般ごみ②資源ごみ(空き缶・空き瓶、ペットボトル・プラスチック製容器包装)③粗大ごみ(燃える粗大ごみ、燃えない粗大ごみ)④燃えない小物(年間5回)に分別して出してください。

※粗大ごみは、予約制による収集です(P63の④粗大ごみをご覧ください)。

収集は午前7時から順次行いますので、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください、交通の支障にならないように、決められた日・場所に午前7時までに出してください。

※燃えない小物(不燃小物)は、5月、7月、9月、11月、2月の年間5回の収集です。

引っ越しなどにより一度に大量(7点以上)のごみを処分したいときは、直接ごみ焼却場(東大阪都市清掃施設組合 ☎072-975-5341)に予約の上、持ち込むことができます(ごみ処理料金10キログラム当たり90円)。また、環境課へ申し込み、臨時ごみ(有料)として収集することができます。予約はお早めをお願いします。

ごみ収集カレンダー

ごみ収集カレンダーは、毎年各家庭に広報「だいとう」3月号と同時配布しており、市ホームページにも掲載しています。

紛失した場合は、市役所受付や公共施設にありますのでご利用ください。市内転居の場合、収集日が変わることがありますのでご注意ください。

①一般ごみ(45リットル以下の透明または半透明の袋に入れてください)

- 台所ごみ(生ごみ)などは、よく水を切ってください
- 新聞紙、雑誌、段ボール、衣類などは、ごみとして出さずに資源回収業者または集団回収に出し再利用に努めましょう
- 落ち葉、剪定(せんてい)枝は1回1袋のみの収集になります(量が多い場合は数回に分けて出すか、粗大ごみとして出してください)
- 週2回収集

②資源ごみ

空き缶・空き瓶

45リットル以下の透明または半透明の袋と一緒にに入れて出してください。

- 軽く水洗いして出してください
- スプレー缶、カセットボンベは使い切り、中身を出し切ってください
- 耐熱ガラス、乳白色の瓶、板ガラスは③粗大ごみ(燃えない粗大ごみ)か、45リットル以下の透明または半透明の袋に入れて④燃えない小物に出してください
- ビール瓶は販売店に引き取ってもらってください
- アルミ缶については、集団回収で出すこともできます
- 月1回収集

ペットボトル・プラスチック製容器包装

45リットル以下の透明または半透明の袋と一緒にに入れて出してください。

- ペットボトルは軽く水ですすぎキャップをはずしラベルをはがしてください
- プラスチック製容器包装は、(トレイなど)軽く水洗いしてください(汚れの取れにくいものは一般ごみに出してください)
- 週1回収集

③燃えない小物(不燃小物)

45リットル以下のごみ袋に入る大きさのもので、金属、ガラス、陶器などの小物の燃えないもの(例:コップ・割れガラス・割れた蛍光灯・電球・フライパン・鍋・カセットコンロ・茶碗・皿・コンセントを使用しない家電製品・傘など)

- 年間5回:収集月:5月・7月・9月・11月・2月
- 第2回目の月～土曜日(地域によって曜日が異なります)

④粗大ごみ(粗大ごみ受付センターへ予約してください)

- 令和5年7月1日申し込み分から粗大ごみの収集が有料になります。
- 粗大ごみ受付センター ☎870-5381

- 受付時間:月～金曜日(祝日も含む)午前9時～午後5時(12月30日～1月3日を除く)
- 1回の申し込みは6点までです(小物などはごみ袋に入れて出してください。1袋が1点です)

- ※6点のごみ全てに、不用品・氏名・受付番号を紙に書いて貼り付けてください
- 出す場所は、いつも一般ごみを出している場所です
- 燃える粗大ごみと燃えない粗大ごみを同時に申し込みできますが、出すときは分別して出してください
- 次回の申し込みは、収集日の翌日からです
- 一度粗大ごみの電話予約をしたことがあれば、インターネットでの予約もできます。下記のURLにアクセスしてください



<https://s-kantan.com/kankyo-daito-u/>

燃える粗大ごみ

大部分が燃える材質のもの

- 木製家具、衣類ケースなどのプラスチック製品、布団、カーペット、多量の衣類など

燃えない粗大ごみ

大部分が金属など燃えない材質のもの

- ガス器具類、フライパンなどの金属製厨房器具、瀬戸物やガラスの破片、照明器具、石油ストーブ、電球、自転車など
- 家庭用電気製品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機を除く)
- スプリング入りマットレス、畳は処理の都合上、燃えない粗大ごみに出してください

※詳しいごみの出し方は、ごみ収集カレンダーをご覧ください。電話予約の際にお問い合わせください。

処理困難物

ごみとして収集できないもの

- タイヤ、バッテリー、仏壇、ピアノ、大型電子オルガン、オートバイおよびその部品、自動車部品、移動用物干し台(土台がコンクリートのもの)、直径10センチ(厚み)を超える材木、スチール製ロッカー、金庫、パソコンなど
 - 危険物:シンナー、燃料、ペンキ、消火器、油類(機械油・灯油など)、LPガスボンベ、花火、有害な薬品類など
 - 建設廃材:増改築などで出るがれき、ブロック、コンクリート、土砂など
 - テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
- ※上記のものは市で収集処理できませんので販売店、専門業者に引き取ってもらうください。

◆小型家電・水銀使用廃製品

小型家電や水銀使用廃製品(蛍光灯、乾電池、水銀温度計、水銀体温計、水銀血圧計)は、市内7か所の公共施設にある回収ボックスで回収しています。

小型家電は宅配回収(一部有料)もしています。

◆ペットボトル・紙パック

ペットボトルや紙パックは、スーパーの店頭や公共施設などでも回収しています。

◆動物の死体処理

飼犬、猫など(有料)、のら猫など(無料)の死体処理を希望する場合は、環境課に連絡してください。

〈広告〉

リサイクル

② 環境課 環境衛生グループ ☎870-9265

◆集団回収の促進

市内の各種団体(自治会、こども会など)で行われている資源物の集団回収に対し、1キロに付き3.5円の奨励金を交付しています。

新たに、集団回収を始めようとする場合は、環境課までご連絡ください。

奨励金交付対象品目は次のとおりです。

- 新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布・紙製容器包装・アルミ缶

◆堆肥化容器・生ごみ処理機の設置に対する補助金

生ごみの減量化、資源化を促進するため、コンポスト容器、電動式生ごみ処理機を購入された人に、補助金(コンポスト容器:購入価格の5分の4、限度額1万円。電動式生ごみ処理機:購入価格の2分の1、限度額1万円)を交付しています。受付は先着順です。

◆廃油の回収

② 市民政策課 ☎870-4010

大東市消費者問題研究会では、生活排水対策の一助として家庭で使用した食用油を回収しリサイクルしています。廃油はよくこしてから回収場所まで持ってきてください。

対象

個人の家庭で使用した廃油(店舗・事業所などの廃油は回収できません)

日時・回収場所についてはお問い合わせください

し尿の収集

② 環境課 環境衛生グループ ☎870-9265

- し尿は、月2回の割合でくみ取りを行っています。収集日程は、環境課へお問い合わせください
- し尿くみ取りには登録手続きが必要です。毎年6月ごろに納入通知書とグリーン票を送付しますが、転入、転居時でくみ取りが必要なときはその時点で速やかに登録手続きをしてください。グリーン票は登録内容を見るためのものです。必ず貼っておいてください。既に登録済みの方で転居、転出、人数および便槽の種類などに変更が生じましたら、速やかに連絡してください
- し尿収集を円滑に行うため、迷惑駐車や通路に物を置いたり、くみ取り口の周りに樹木を植えたりしないでください

◆臨時収集(有料)

臨時収集を希望する2日前(土・日曜日、祝日、年末年始の12月29日~1月3日を除く)までに、ご連絡ください。

なお、土・日曜日、祝日などは収集できません。

飼い犬・猫の管理

② 環境課 環境衛生グループ ☎870-9265

◆飼い犬の登録

- 犬を取得した日(生後90日以内の犬は90日を経過した日)から30日以内に、生涯に1回登録が必要です。
- 登録すると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。
- ペットショップ等で販売される犬・猫にはマイクロチップの装着が義務付けられています。このような犬・猫を購入した場合や、他市から転入した場合は、手続きが必要です。

◆狂犬病予防注射

登録は生涯1回ですが、狂犬病の予防注射は生後91日以上の子犬について、毎年1回の接種が必要です。接種後は「注射済票」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。

◆登録内容の変更

次のような場合は、届け出が必要です。

- 飼い犬が死んだとき
- 犬の所在地が変わったとき
- 飼い主の住所、氏名または名称が変わったとき
- 犬の飼い主が変わったとき

◆犬などの飼い方

- 必ずつないで飼いましょう
- 散歩などで外へ出るときは、他人に迷惑を掛けないように、ふんの後始末は必ず飼い主が責任を持って処理してください
- 放し飼いはやめましょう
- 犬などのペットを捨ててはいけません

犬、猫などペット・動物の相談窓口

大阪府動物愛護管理センター 四條畷支所 ☎862-2170

有害鳥獣捕獲許可

② みどり課 ☎870-0481

野生の鳥獣は他の動物に襲われたり、飢えや病気など様々な理由で絶命することがあります。これも自然の摂理であり、たとえ保護する目的であっても、許可なく捕獲することはできません。

ただし、人の生活に害があり(有害)、捕獲以外に対策方法がない場合にのみ、有害鳥獣の捕獲を許可します。なお、捕獲及び捕獲後の処置は申請者が行うことになります。

詳しくはお問い合わせください。

水道

② 上下水道局 お客さまセンター ☎871-1193

◆各種届け出

次のようなときは、上下水道局お客さまセンターにお問い合わせください。

- 水道の使用を止めるとき
- 水道の使用を始めるとき
- 所有者や使用者が変わるとき

◆水道料金の支払い

水道料金の支払い方法は、口座振替制と自主納付制の2種類です。

支払いには口座振替が便利です。

◆検針にご協力を

メーター検針ができないときは、水漏れの発見が遅れて多額の請求になる場合がありますので、ご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に車・植木鉢・洗濯機などを置かないでください
- 犬は、検針の障害にならないところにつないでください
- 家屋の増・改築によりメーターボックスが屋内や床下になるときは、市の指定工事業者に連絡し、屋外の検針業務に支障のない所に移してください

◆受水槽・高置水槽の水をきれいに

② 上下水道局 水道施設課 ☎871-1195

- タンク内の清掃は、年1回以上行ってください

◆水漏れ・故障

- 道路での水漏れは、水道施設課へご連絡ください
- 敷地内または屋内の修理工事は、市の指定工事業者へご連絡ください
- 蛇口からの水漏れは、ほとんどがパッキンの摩耗によるものです。パッキンは簡単に取り替えできますので、止水栓を止めてから行ってください

◆水道管に防寒対策を

寒さの厳しい季節には、水道管の凍結・破裂事故防止のための対策をしておいてください。

- 屋外で直接寒い風に当たる水道管には、保温チューブか布を巻いて保温をしてください
- 水道が凍って水が出ないときは、タオルをかぶせその上からぬるめのお湯で、ゆっくり溶かしてください

◆水道の新設・改造など

- 給水装置の新設・改造などの工事を行う場合は、市の指定工事業者に工事を依頼してください。なお、工事を依頼する場合は、事前に見積もりを依頼し、工事内容・金額をご確認ください

〈広告〉



〈広告〉



下水道

上下水道局 お客さまセンター ☎871-1193 上下水道局 下水道施設課 ☎871-1197

公共下水道事業は、家庭や地域の生活環境を改善し、河川の水をきれいにすると共に、美しい自然をつくります。
また、浸水から生命・財産を守ります。

内容	担当
受益者負担金、水洗化工事の助成金・融資あっせん制度、下水道使用料	上下水道局 お客さまセンター
公共下水道事業の計画と工事、公共下水道施設の維持管理、排水設備工事計画確認・申請に関する事、事業場排水の規制	上下水道局 下水道施設課

戸別浄化槽施設整備事業は、川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境と街並みを創るために、大字龍間、大字北條、大字中垣内、大字寺川、寺川五丁目の一部他、東部山麓部や山間部の区域で公共下水道に代わる施設として戸別の「合併浄化槽」を市で設置し、維持管理を行います。

内容	担当
浄化槽分担金、融資あっせん制度、浄化槽使用料	上下水道局 お客さまセンター
大字龍間等一部山麓・山間部での戸別合併浄化槽施設の設置相談、市設置浄化槽の維持管理	上下水道局 下水道施設課

◆水洗化工事

公共下水道が使用可能な地域(供用開始済み区域)で、まだ汲み取り式のお宅は、できるだけ早急にトイレを水洗化し、宅地内から出る全ての排水※を公共汚水ますに流し込む工事を行ってください。また浄化槽をお使いの場合は、浄化槽を取り壊して排水※を直接、公共汚水ますに流し込む工事を行ってください。
※トイレからの汚水、雑排水(台所や浴室、洗濯機、洗面台などからの排水)、雨水(雨どいの水など)を含む。分流区域については、雨水を除く。

◆助成金制度

下水道の供用開始から3年以内に排水設備工事をされた人が対象になります。交付には要件があります。

◆融資あっせん制度

水洗便所改造資金のあっせん融資制度があります。下水道が供用開始されていれば、受けることができます。あっせんには要件があります。詳しくはお客さまセンターへご連絡ください。

◆下水道管が詰まった場合

ご家庭や事業所などの敷地内の管が詰まった場合は、大東市に登録されている大東市排水設備指定工事店へご連絡ください。また、公共汚水ます(大東市のマークの入った鉄のふた)から下水道管までの間の管の詰まり(敷地外の管の詰まり)は、下水道施設課へご連絡ください。

◆家庭からの雑排水・雨水

大東市排水設備指定工事店以外の個人や一般業者が、各家庭や事業所からの汚水や雑排水や雨水などを公共汚水ますに接続すると、条例に違反する場合があります。

環境

環境課 環境衛生グループ ☎870-9625 環境課 環境指導グループ ☎870-9621

空き地などの管理は所有者・管理者などの責任で

空き地などに雑草が繁茂すると、害虫発生の原因などになりますので、空き地などの所有者・管理者は適正管理に努めてください。草刈機の無料貸し出しも行っていきます。

◆環境美化運動

毎年、自治会などの協力で、河川、広場、道路など共用施設の清掃、除草などの美化運動を推進しています。

◆はち・衛生害虫でお困りの場合

防護服の貸し出し、駆除業者の紹介などを行っています。

◆公害についての相談

工場・事業場から発生する大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動などでお困りの場合の相談を受け付けします。

◆公害防止関係についての届け出

法律や条例で定められた施設(機械)を設置するときや、建設工事をするときは事前に届け出が必要です。

◆専用水道、簡易専用水道

専用水道、簡易専用水道に関する申請や届け出を受け付けします。

◆屋外広告物

屋外に広告物を掲出するときは、原則として市長の許可が必要です。

墓地

◆飯盛霊園組合

四條畷市大字下田原448 ☎0743-78-1195 FAX0743-78-1196

霊園

新規墓所、返還墓所、合葬墓「虹の丘」の申込を受け付けています。

飯盛斎場(火葬)

自然の光を取り入れ、明るい中にも落ち着いた雰囲気の中で火葬を行う斎場です。

組合葬儀

飯盛霊園組合が基本料金を定めている葬儀であり、市民が安心して葬儀を行えることを目的としています。

組合葬儀を利用できる人

喪主(葬儀を行う代表の人)または死亡者の住所が、大東市、守口市、門真市、四條畷市のいずれかにあること。

組合葬儀基本料金

標準葬…23万千円
略式葬…14万3千円

だいと電子図書館

中央図書館 ☎072-873-3523
西部図書館 ☎072-873-1451
東部図書館 ☎072-812-6768

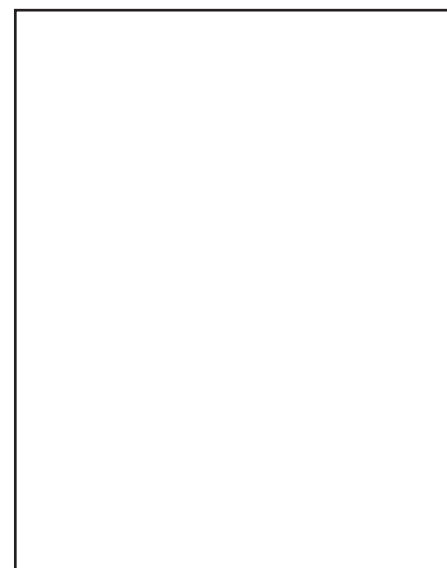
電子図書館は、インターネットに接続したパソコンやタブレット端末、スマートフォンを使って、図書館に来館しなくても電子書籍の貸出・返却・予約ができるインターネット上の図書館です。*図書館の全ての蔵書が読めるものではありません。

URL: <https://web.d-library.jp/daito/g0101/top/>

利用方法

- 対象者 市内在住・在勤・在学の方で、市立図書館の「貸出利用券」とパスワードを持っている人
*「貸出利用券」の発行については図書館ホームページを確認、もしくは電話にて問い合わせ
- 貸出点数 1人3点まで
- 貸出期間 14日間
- 予約点数 3点まで
- 貸出延長 1回のみ14日間 ※次の予約者がいない場合のみ

< 広告 >



自宅水道設備を把握しよう!!

漏水や水道管が破裂したときに備えて水道管や止水栓など、自宅の主要な水道設備の配置を把握しましょう。

自宅の簡易見取り図

水道業者

事業者名 ▶

連絡先 ▶

水道管や止水栓の場所を記しておきましょう。

電気系に比べて異常に気付きにくいものです。水道料がいつもより多いと感じたら止水栓のパイロットマークを確認しましょう。

水道料金を記録しませんか?

月にかかる費用をチェックしよう!水道料金をチェックすることで無駄をなくし、漏水などの異常を発見しやすくなります。

季節	月	日	使用量	m ³	料金	円
春	月	日	使用量	m ³	料金	円
	月	日	使用量	m ³	料金	円
	月	日	使用量	m ³	料金	円
夏	月	日	使用量	m ³	料金	円
	月	日	使用量	m ³	料金	円
	月	日	使用量	m ³	料金	円
秋	月	日	使用量	m ³	料金	円
	月	日	使用量	m ³	料金	円
	月	日	使用量	m ³	料金	円
冬	月	日	使用量	m ³	料金	円
	月	日	使用量	m ³	料金	円
	月	日	使用量	m ³	料金	円

消費生活相談

消費生活センター ☎870-0492

◆消費生活相談の受け付け

(相談時間:開庁日の午前9時～正午、午後0時45分～5時)

消費者と事業者間に生じた商品・サービスや契約に関するトラブルなどの相談に対して、消費生活相談員が公正な立場で、解決に向けた助言等を行っています。

◆出前講座の実施

最近の詐欺や悪質商法に関する手口、被害に遭わないための対策などを分かりやすくお話しします。自治会、学校、各種団体などでお気軽にご利用ください。

交通災害共済・火災共済

(交通災害共済)市民政策課 ☎870-4010
(火災共済)危機管理室 ☎889-1511

共済事業は、市民が会費を出し合って会員となり、交通事故や火災に遭ったときに見舞金を送って、お互いに助け合う大東市が運営する市の事業です。

会費

- 交通災害共済:1人500円(生活保護受給者は200円)
- 火災共済:1口500円(2口まで加入可。単身世帯は1口のみ)

申込方法

- ①自治会に加入申込書と会費を申し込み用封筒に入れて申し込む(自治会での受け付けは年度開始前の事前受け付けのみ)
- ②金融機関(郵便局を除く)に加入申込書と会費を添えて申し込む

※年間を通じて申し込みできますが、年度開始後の加入の場合は加入の翌日から3月31日までが有効期間になります

申込用紙

担当課窓口、市内の各金融機関窓口(郵便局を除く)に1月中旬から備えています。また、自治会を通じて各家庭に配布します。

交通災害共済見舞金の支給額

※令和4年9月27日(新条例施行日)より前に発生した事故については、旧規定により支払います。

等級	傷害の程度	支給額
1等級	死亡の場合	1,400,000円
2等級	実治療150日以上の場合	250,000円
3等級	実治療90日以上150日未満の場合	150,000円
4等級	実治療30日以上90日未満の場合	70,000円
5等級	実治療30日未満の場合	30,000円

火災共済見舞金の支給額

被害の程度	支給額(1口当たり)
全焼・全壊	1,200,000円
半焼・半壊	600,000円
部分焼・部分壊・水損・破損	250,000円
その他	30,000円
死亡弔慰金(死亡1人につき)	(口数に関係なく)600,000円

産業

中小企業支援

産業経済室 ☎870-4013

◆大阪府中小企業資金融資制度

市内で事業を営む人へ必要な事業資金のあっせんを行います。

◆大東市事業資金融資信用保証料補助制度

大阪府制度融資(小規模資金など)を利用し、融資実行後3か月以内の事業者(市内に住所・事業所を有する)に対し信用保証料の2分の1(5万円を限度)を補助します。

◆大東ビジネス創造センター D-Biz

☎870-9061

相談時間 開庁日の午前9時～午後5時30分

場所 市民会館 2階

相談内容 起業・創業、経営全般、販路拡大、商品開発、新分野進出、資金調達

「新サービス・新商品に挑戦したい」「今の事業をさらに大きく成長させたい」「売上を伸ばしたい」「起業したい」など、ビジネスでお悩みの市内中小事業者や起業する皆さんに対して、相談支援やセミナーを行います。

小売・製造・サービスなどあらゆる業種・分野で対応できます。相談は無料で何でも利用可能です。なお、相談には予約が必要です。

起業・創業支援

産業経済室 ☎870-4013

◆大東市夢をかなえる起業応援補助制度

大東市では、創業を促進し、産業の活性化を図るため、市内で事業を行う人へ10万円の補助を行っています。

就職支援

産業経済室 ☎870-4013

◆労働相談

各種労働相談を行っています。

◆ワークサポート大東

仕事の相談と紹介などを行っています。詳しくは78・90ページをご覧ください。

◆未来人材奨学金返還支援補助金制度

産業経済室 ☎870-4013

大東市では、若い世代の市内流入・定住促進と市内中小企業の人材不足解消を目的に、市内に在住し、市内で正規雇用された人などに対し、返還されている奨学金の2分の1を補助します。

対象者 市内に定住し、かつ市内にある中小企業に正規雇用された人や、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士の免許を持ち、市内事業所に正規雇用された人など

補助内容 返還額の2分の1 上限7万5千円(1年を上半期・下半期に分けた1期当たり)、返還が始まった月から最大8年

森林・農地

産業経済室・農業委員会 ☎870-9620

◆森林の伐採届

森林区域内の立木を切るには、事前に大阪府知事の許可または市への届け出が必要です。

◆農地の取得・賃借

農地を耕作目的で取得したり借りたりするためには、農業委員会の許可が必要です。

また、相続により農地を取得した場合も農業委員会へ届け出が必要です。

◆農地の転用

農地を宅地や工場敷地などに転用する場合は、必要な手続きをしなければなりません。

市街化調整区域にある農地を転用する場合は、大阪府知事の許可が必要です。

また、市街化区域内にある農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届け出なければなりません。



暮らし



産業



各ごみの収集日を把握しよう

ごみはきちんと分別し、決められた日にルールを守って出してください。ご協力をお願いします。

一般ごみ	いつ	空き缶・空きびん	いつ
燃えない小物	いつ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	いつ

大東市のキャラクターを
ご紹介!!



大東商工会議所のキャラクター

みらいちゃん